



ESG投資の歴史

2006年の国連PRI（責任投資原則、Principles for Responsible Investment）の誕生をきっかけに、ESG投資の認知が拡大していきましたが、ここではその歴史を確認していきましょう。

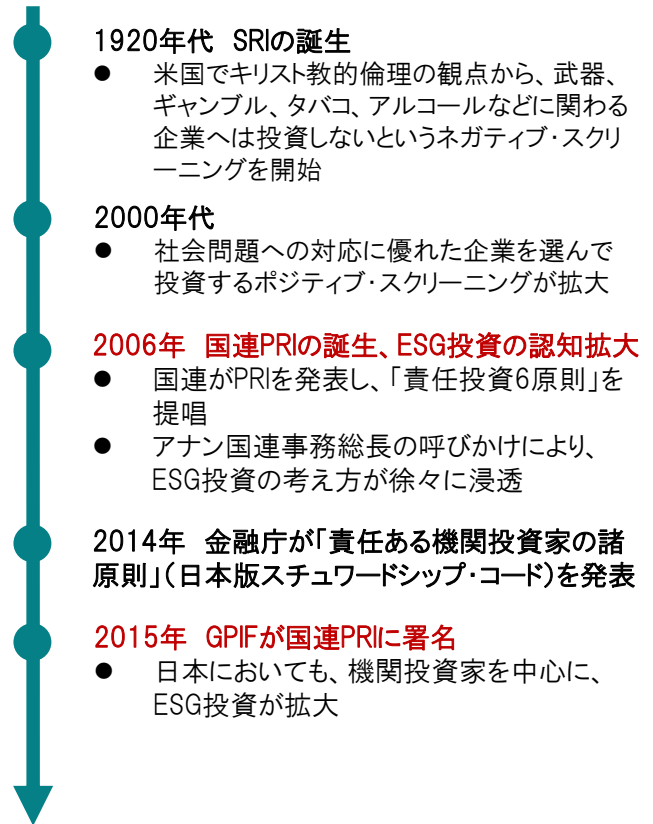
責任投資の始まり

2006年の国連PRI（責任投資原則、Principles for Responsible Investment）の誕生をきっかけに、ESG投資の認知が拡大していきましたが、ここではその歴史を確認していきましょう。

責任投資の歴史を紐解いてみると、2006年以前は、社会的責任投資(SRI、Socially Responsible Investment)が主流でした。SRIは、1920年代の主に米国においてキリスト教的倫理の観点から、武器、ギャンブル、タバコ、アルコールなどに関わる企業へは投資しないというネガティブ・スクリーニングから始まったと言われています。

その後2000年代に入り、社会問題への対応に優れた企業を選んで投資を行うポジティブ・スクリーニングが広がりました(図表1)。

図表1: 責任投資の歴史



当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。

ESG投資の拡大

2006年に国連がPRI(責任投資原則)を発表し、その中で「責任投資6原則」を提唱しました(図表2)。また、アナン国連事務総長(当時)の呼びかけにより、ESG投資が徐々に浸透し始めました。

日本においては、2014年に金融庁が「責任ある機関投資家の諸原則」(日本版スチュワードシップ・コード)を発表し、その翌年にGPIFがPRI署名をしました(図表3)。これをきっかけに、機関投資家を中心にして、日本でもESG投資が拡大しました。日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明している機関投資家は293件となっています(2020年12月31日現在)。

図表2:PRIの「責任投資6原則」

1. 私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます。
2. 私たちは活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG問題を組入れます。
3. 私たちは、投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます。
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います。
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

出所: PRIのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

図表3:「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

出所: 金融庁